

道路交通法施行規則(抄)

昭和三十五年十二月三日
 総理府令第六十号
 改正平成二・一・二内府令七四

注 平成二二年二月一八日内閣府令第七四号の改正(公布の日及び平成二二年四月一九日から施行)により、変更される条文のみ(傍線は改正部分)を掲載しています。

(受領書の様式)

第七條 令第十四條の八(令第十七條(令第二十七條の五において準用する場合を含む。次条並びに第七條の三第一項及び第二項において同じ)、第二十六條の四の三及び第二十七條の五において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める様式は、保管した車両の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二とおりとし、保管した積載物の返還に係る受領書にあつては別記様式第二の二の二とおりとし、保管した損壊物等の返還に係る受領書にあつては、損壊物等が、車両であるときは別記様式第二の三、車両の積載物であるときは別記様式第二の四、その他の損壊物等であるときは別記様式第二の五のとおりとする。

(保管車両一覽簿等の様式)

第七條の二 令第十六條第二号(令第十七條、第二十六條の四の三及び第二十七條の五において準用する場合を含む。)の内閣府令で定める様式は、保管車両一覽簿にあつては別記様式第三の二とおりとし、保管積載物一覽簿にあつては別記様式第三の二の二とおりとし、保管損壊物等一覽簿にあつては、損壊物等が、車両であるときは別記様式第三の三、車両の積載物であるときは別記様式第三の四、その他の損壊物等であるときは別記様式第三の五のとおりとする。

(安全運転管理者の業務)

第九條の一〇 法第七十四條の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

一(四)(略)

五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七條の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び飲酒、過労、病氣その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

六・七(略)

(免許申請書)

第七條 一・二(略)

3 免許申請者が受けようとする免許の種類と異なる種類の免許を現に受けている者であるときは、現に受けている免許に係る免許証を提示しなければならない。この場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付し又は同項第二号及び第七号に掲げる書類を提示することを要しない。

第三一條の二 法第六六條の内閣府令で定めるものは、令別表第四又は別表第五に掲げる行為(第三一一條の三の表において「特定行為」という。)とする。